

議員の任期満了（国会）

国会	衆議院議員	議員定数(うち 大阪府)
	平成33年10月21日	小選挙区 289(19) 比例区 176(近畿 28)
	参議院議員	議員定数(うち 大阪府)
	平成31年 7月28日 平成34年 7月25日	選挙区 146(8)【148(8)】 比例区 96(全国96)【100(全国100)】 ※3年ごとに2分の1ずつ改選

議員・首長の任期満了日（府）

大阪府	府議会議員	知事	条例議員 定数
	平成31年 4月29日	平成31年11月26日	88

議員・首長の任期満了日（市）

市名	市議会議員	市長	条例議員 定数
大阪市	平成31年 4月29日	平成31年12月18日	86(83)
堺市	平成31年 4月30日	平成33年10月 7日	48
岸和田市	平成31年 4月30日	平成34年 2月 3日	26(24)
豊中市	平成31年 4月30日	平成34年 5月14日	36(34)
池田市	平成31年 4月30日	平成31年12月24日	22
吹田市	平成31年 5月26日	平成31年 5月13日	36
泉大津市	平成31年 4月30日	平成33年 1月12日	17(16)
高槻市	平成31年 4月30日	平成31年 4月30日	34
貝塚市	平成31年 4月30日	平成34年 2月10日	18
守口市	平成31年 4月30日	平成31年 8月 6日	22
枚方市	平成31年 4月30日	平成31年 9月22日	32
茨木市	平成33年 1月30日	平成32年 4月17日	28
八尾市	平成31年 4月30日	平成31年 4月30日	28
泉佐野市	平成34年 5月23日	平成31年 4月25日	18
富田林市	平成31年 4月30日	平成31年 4月30日	19(18)
寝屋川市	平成31年 4月30日	平成31年 5月28日	27
河内長野市	平成34年 4月28日	平成32年 8月 2日	18
松原市	平成34年 9月12日	平成33年 6月16日	18
大東市	平成32年 5月 4日	平成32年 5月 4日	17
和泉市	平成32年 9月22日	平成33年 6月18日	24
箕面市	平成32年 8月28日	平成32年 8月26日	23
柏原市	平成33年 9月29日	平成33年 3月10日	16
羽曳野市	平成33年 9月29日	平成32年 7月24日	18
門真市	平成31年 4月30日	平成32年 7月23日	21
摂津市	平成33年 9月29日	平成32年10月11日	19
高石市	平成31年 4月30日	平成31年 4月26日	16

藤井寺市	平成31年 5月16日	平成31年 5月16日	14
東大阪市	平成31年10月 1日	平成31年10月27日	38
泉南市	平成32年10月27日	平成34年 5月21日	16
四條畷市	平成31年 4月30日	平成33年 1月19日	12
交野市	平成31年 9月30日	平成34年 9月17日	15
大阪狭山市	平成31年 4月30日	平成31年 4月26日	15
阪南市	平成33年 9月30日	平成32年11月11日	14

議員・首長の任期満了日（町村）

町村名	町村議会議員	町村長	条例議員定数
島本町	平成33年 4月29日	平成33年 4月20日	14
豊能町	平成33年 9月29日	平成32年10月12日	12
能勢町	平成33年 4月30日	平成32年10月23日	12
忠岡町	平成31年 4月30日	平成32年10月23日	12
熊取町	平成31年 4月30日	平成32年 1月26日	14
田尻町	平成31年 4月30日	平成31年11月30日	10
岬町	平成31年 4月30日	平成33年10月 8日	12
太子町	平成32年10月27日	平成32年 4月17日	11
河南町	平成32年10月 2日	平成34年 3月31日	12
千早赤阪村	平成33年 5月 8日	平成32年 7月15日	7

（参考）

1. 地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。（公職選挙法第33条第1項）
2. 地方公共団体の議会の議員の補欠選挙並びに長が欠けた場合及び退職の申立があった場合の選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。（公職選挙法第34条第1項）
3. 同一地方公共団体の議員の任期満了の日と長の任期満了の日が90日の間にある場合は、任期満了による両選挙を同時に行うことができる。（公職選挙法第34条の2）
4. 上記の選挙の期日の告示は次のとおりである。（公職選挙法第33条第5項、第34条第6項）
 - 知事の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・選挙の期日の少なくとも17日前
 - 大阪市長及び堺市長の選挙・・・・・・・・・・選挙の期日の少なくとも14日前
 - 府議会議員、大阪市議会議員及び堺市議会議員の選挙・・選挙の期日の少なくとも 9日前
 - 政令指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙・・・・選挙の期日の少なくとも 7日前
 - 町村の議会の議員及び長の選挙・・・・・・・・・・選挙の期日の少なくとも 5日前
5. 昭和22年以降4年ごとに、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了日が集中する年について、その都度、選挙期日及び告示日を定める特例法が制定され、統一地方選挙として執行することが通例となっている。（次回は、平成31年が統一地方選挙の年にあたる。）
6. 条例議員定数は、平成30年3月23日現在のものである。
7. 次回の一般選挙からは（ ）内の定数が適用される。
8. 平成30年10月25日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、【 】内の定数が適用される。